

住居確保給付金のご案内

令和2年4月20日から対象者が広がります
住居確保給付金は、就職にむけた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を自治体から家主さんに支給します。

これまでの対象者 離職・廃業から2年以内の方

令和2年4月20日以降

離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方



主な給付要件チェックリスト

項目	チェック欄									
離職・廃業をした日から2年以内、またはやむを得ない休業等により、収入を得る機会が減少していますか？	<input type="checkbox"/>									
資産が一定額以内、かつ、収入基準額（※）を超える収入を得ていませんか？ ※室戸市の場合 (単位：円)	<input type="checkbox"/>									
<table border="1"><thead><tr><th></th><th>単身世帯</th><th>2人世帯</th></tr></thead><tbody><tr><td>収入基準額（月額）</td><td>107,000</td><td>150,000</td></tr><tr><td>支給家賃額（上限額）</td><td>29,000</td><td>35,000</td></tr></tbody></table>			単身世帯	2人世帯	収入基準額（月額）	107,000	150,000	支給家賃額（上限額）	29,000	35,000
		単身世帯	2人世帯							
収入基準額（月額）	107,000	150,000								
支給家賃額（上限額）	29,000	35,000								
上記の状態になる前に、世帯生計を主として維持していましたか？	<input type="checkbox"/>									
求職の活動をしますか？	<input type="checkbox"/>									

○すべての項目にチェック✓が付いた方

住居確保給付金の受給資格を満たす可能性が高いため、自立相談支援センターに相談してください。

